

2019年11月12日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）」  
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）」につきまして、信託報酬率を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 約款変更日  
2019年11月12日

2. 変更内容（信託報酬率（年率）の変更）

変更後	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1144%（税抜 年率0.104%）以内</u> をかけた額
変更前	日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.132%（税抜 年率0.120%）以内</u> をかけた額

ファンドの純資産総額に 応じて	信託報酬率（税抜き）						
	合計		委託会社		販売会社		受託会社
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更なし
500億円未満の部分	<u>0.1040%</u>	0.1200%	<u>0.0420%</u>	0.0500%	<u>0.0420%</u>	0.0500%	0.02%
500億円以上1,000億円 未満の部分	<u>0.1035%</u>	0.1150%	<u>0.0415%</u>	0.0450%	<u>0.0420%</u>	0.0500%	0.02%
1,000億円以上の部分	<u>0.1030%</u>	0.1100%	<u>0.0410%</u>	0.0400%	<u>0.0420%</u>	0.0500%	0.02%

<約款の新旧対照表> (信託報酬等)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">500億円未満の部分 年10,000分の<u>10.4</u></p> <p style="padding-left: 40px;">500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の<u>10.35</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1,000億円以上の部分 年10,000分の<u>10.3</u></p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">500億円未満の部分 年10,000分の<u>12</u></p> <p style="padding-left: 40px;">500億円以上1,000億円未満の部分 年10,000分の<u>11.5</u></p> <p style="padding-left: 40px;">1,000億円以上の部分 年10,000分の<u>11</u></p> <p>②～③ (略)</p>

3. 変更の背景と理由

『eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)』は、機動的に信託報酬率を引き下げることによって、業界最低水準の運用管理費用 (信託報酬) をめざすファンド\*であり、今般、受益者のみなさまのニーズに対応するため、信託報酬率の引き下げを行いました。

※必ずしも最低水準にならない場合があります。

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ  
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034  
【受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ  
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。